

「箱崎地区海業振興基本計画策定支援業務委託」

業務仕様書

令和6年7月
沿岸広域振興局水産部

1 適用範囲

箱崎地区海業振興基本計画策定支援業務（以下「本業務」という。）は、箱崎地区海業振興基本計画策定支援業務委託契約書、岩手県県土整備部令和5年10月1日以降適用設計業務等共通仕様書（以下「共通仕様書」という。）及び電子納品特記仕様書によるほか、この業務仕様書により実施するものとする。

なお、共通仕様書と業務仕様書の内容が相入れないときは、業務仕様書を優先するものとする。

2 業務の目的

漁港施設及び海岸施設に海水浴場や宿泊施設等が隣接し、漁業体験やマリナクティビティ等様々なイベントが開催されている釜石市箱崎地区において、海業の取組を推進するため、令和6年度中に海業の取組に必要な海業振興基本計画を策定することを目的とする。

※海業とは…海や漁村の地域資源の価値や魅力を活用する事業であって、国内外からの多様なニーズに応えることにより、所得向上や、地域の賑わいと雇用の創出が期待されるものをいう。

3 業務場所

業務場所は岩手県釜石市鶴住居町地内及び箱崎町地内とする。

4 履行期間

履行期間は委託契約締結の日から令和7年3月14日までとする。

5 業務概要

関係機関で組織する海業振興基本計画策定協議会（以下「協議会」という。）の箱崎地区海業振興基本計画（以下「海業計画」）の策定に必要な資料作成等の支援を行う。

6 業務内容

受注者が行う業務の内容は以下の通りとする。

(1) 計画・準備

業務計画書の作成及び関連資料等の収集を行う。

岩手県釜石市箱崎地区における既存の海業の取組に関する資料の収集・整理を行う。

(2) 地域等現況調査

海業による地域振興方策の検討に先立ち、関連施設の立地環境、交通状況及び現地の漁業等産業の概況の調査・記録（写真撮影含む）を行う。

(3) 課題・問題点の抽出

協議会で検討する海業計画について、課題・問題点の抽出を行う。

(4) 海業計画の検討

抽出した課題・問題点について、提案した協議会員へのヒアリング調査等を行い、海業計画の内容について検討する。

(5) 海業による効果の検討

海業計画を実行した場合に発揮される効果について検討する。

(6) 協議会総会での海業計画検討内容の説明

協議会に出席し、説明等の助言を行う。

(7) 報告書作成

本業務に係る報告書を作成し、提出する。なお報告書の内容は以下の通りとする。

- ア 業務実施状況
- イ 業務の実施状況記録写真
- ウ 業務実施に要した経費
- エ その他発注者が必要と認めた事項

(8) 打合せ協議

業務着手時、中間及び成果物納入時に対面で打合せを実施する。打合せの内容は以下の通り
なお、中間については、協議会と同日に実施するものとする。

業務着手時：協議会員を対象に実施する新たな海業の取組に関する調査の内容について

中間：上記の調査結果を集計し、内容検討した結果をもとに企画立案した海業計画の
素案について

成果物納入時：協議会に素案を諮った結果を踏まえて再検討した海業計画の最終案について

7 成果物

本業務の成果物は、以下の通りとする。

- (1) 報告書
- (2) 海業計画（概要版及び詳細版）

8 守秘義務

本業務を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、目的外の利用並びに第三者への開示及び漏洩をしてはならない。契約終了後もまた同様である。

9 個人情報の取り扱い

本業務を履行するうえで個人情報を取り扱う場合は、個人情報保護条例（平成13年3月30日岩手県条例第7号）を遵守しなければならない。

10 その他

本仕様書に記載のない事項については、発注者と協議のうえ、取扱い等を決定し、業務を遂行すること。

電子納品特記仕様書

1 適用

本業務は、電子納品の対象業務とする。

電子納品とは、「調査、設計、工事などの各業務段階の最終成果を電子成果品として納品すること」をいう。ここでいう電子成果品とは、岩手県電子納品ガイドライン（以下、「岩手県ガイドライン」という。）及び国が策定している電子納品要領・基準等（以下「国の要領等」という。）に基づいて作成した電子データを指す。

2 電子納品実施区分

本業務における電子納品の実施区分は、次のとおりとする。

- | |
|--|
| <p>(○) 本業務は、電子納品を「義務」として実施する。</p> <p>() 本業務は、電子納品の実施を受発注者間の「協議」により決定する。</p> |
|--|

※いずれかに「○」を記入すること

3 電子納品対象書類

本業務において、電子納品対象書類を「義務」又は「協議」とする区分は、下表のとおりとする。

フォルダー	書類名	作成者		備考
		発注者	受注者	
REPORT	報告書		○	
DRAWING	図面		○	
PHOTO	写真		○	
PLAN	海業振興基本計画		○	概要版及び詳細版

※ 作成者欄の「○」は義務を示す。

※ 上記以外の書類については、受発注者間の協議によって決定する。

※ 岩手県ガイドラインで定めているものの他に、電子納品が必要な書類がある場合は、上表に記載すること。

4 電子成果品は、岩手県ガイドライン及び国の要領等に基づいて作成し、電子媒体（CD-R 又は DVD-R）で 2 部提出すること。

5 電子成果品を提出する際は、電子納品チェックシステム・SXF ブラウザ等による成果品のチェックを行い、エラーがないことを確認するとともに、確実にウイルスチェックを実施したうえで提出すること。

6 電子成果品を提出する際には、「電子媒体納品書」を作成し、電子媒体と併せて提出すること。

電子媒体納品書〔業務〕

令和 年 月 日

様

受注者
住 所
氏 名

管理技術者氏名

印

下記のとおり電子媒体を納品します

記

業務名				TECRIS 登録番号	
電子媒体の種類	規格	単位	数量	納品年月	備考
CD-R	ISO9660 (レベル 1)	部		令和 年 月	

〔備考〕

- 電子納品チェックシステムによるチェック
 - ・ 電子チェックシステムのバージョン：__ . __ . __
 - ・ チェック実施年月日：令和__年__月__日

- CD-R が複数となる場合のそれぞれの内容
 - ・ 1/○：__
 - ・ 2/○：__